

平成22年三条市議会第5回臨時会提出議案概要

議第 1 号 三条市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

平成22年8月10日の人事院勧告及び同年10月8日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、本市議会議員の期末手当について、必要な改正を行うもの。

【改正の内容】

期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

(単位：月分)

区 分	6 月	12 月	合 計
現 行	1.45	1.65	3.10
改正後 (平成22年度)	1.45	1.50 (▲0.15)	2.95 (▲0.15)
改正後 (平成23年度)	1.40 (▲0.05)	1.55 (0.05)	2.95

【施行期日】

平成22年12月1日（平成23年度以降の期末手当の支給月数の改定については、平成23年4月1日から施行する。）

議第 2 号 三条市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

平成22年8月10日の人事院勧告及び同年10月8日の新潟県人事委員会勧告の内容を考慮し、必要な改正を行うもの。

【一部改正する条例】

- 1 三条市特別職の職員の給与に関する条例
- 2 三条市職員の給与に関する条例
- 3 三条市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例
- 4 三条市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【改正の内容】

1 一般職の職員の給料表の改定

- (1) 給料月額引下げ（一部若年層を除く。）

平均改定率 一般行政職 ▲1.1%

消 防 職 ▲0.9%

- (2) 平成18年の給料表改定に係る経過措置額の引下げ

平成18年の給料表の水準の引下げに伴う経過措置額を平成18年3月31日において受けていた給料月額に100分の99.59（平成21年の改定において減額対象であった職員以外の職員については、100分の99.83）を乗じた額とする。

さらに、3級以上の職員については、当該経過措置額に100分の98.82を乗じた額とする。

2 特別職及び一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の引下げ

平成22年12月以降に支給する期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

(1) 市長、副市長及び教育長

(単位：月分)

区 分	期 末 手 当		
	6 月	12 月	合 計
現 行	1.45	1.65	3.10
改正後 (平成22年度)	1.45	1.50 (▲0.15)	2.95 (▲0.15)
改正後 (平成23年度)	1.40 (▲0.05)	1.55 (0.05)	2.95

(2) 一般の職員（再任用職員を除く。）

ア 部長級職員以外の職員

(単位：月分)

区 分	6 月			12 月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	1.25	0.675	1.925	1.50	0.675	2.175	2.75	1.35	4.10
改正後 (平成22年度)	1.25	0.675	1.925	1.35 (▲0.15)	0.675	2.025 (▲0.15)	2.60 (▲0.15)	1.35	3.95 (▲0.15)
改正後 (平成23年度)	1.225 (▲0.025)	0.675	1.90 (▲0.025)	1.375 (0.025)	0.675	2.05 (0.025)	2.60	1.35	3.95

イ 部長級職員

(単位：月分)

区 分	6 月			12 月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	1.05	0.875	1.925	1.30	0.875	2.175	2.35	1.75	4.10
改正後 (平成22年度)	1.05	0.875	1.925	1.15 (▲0.15)	0.875	2.025 (▲0.15)	2.20 (▲0.15)	1.75	3.95 (▲0.15)
改正後 (平成23年度)	1.025 (▲0.025)	0.875	1.90 (▲0.025)	1.175 (0.025)	0.875	2.05 (0.025)	2.20	1.75	3.95

(3) 再任用職員

ア 部長級職員以外の職員

(単位：月分)

区 分	6 月			12 月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	0.65	0.35	1.00	0.80	0.35	1.15	1.45	0.70	2.15
改正後 (平成22年度)	0.65	0.35	1.00	0.80	0.30 (▲0.05)	1.10 (▲0.05)	1.45	0.65 (▲0.05)	2.10 (▲0.05)
改正後 (平成23年度)	0.65	0.325 (▲0.025)	0.975 (▲0.025)	0.80	0.325 (0.025)	1.125 (0.025)	1.45	0.65	2.10

イ 部長級職員

(単位：月分)

区 分	6 月			12 月			年 間		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
現 行	0.55	0.45	1.00	0.70	0.45	1.15	1.25	0.90	2.15
改正後 (平成22年度)	0.55	0.45	1.00	0.70	0.40 (▲0.05)	1.10 (▲0.05)	1.25	0.85 (▲0.05)	2.10 (▲0.05)
改正後 (平成23年度)	0.55	0.425 (▲0.025)	0.975 (▲0.025)	0.70	0.425 (0.025)	1.125 (0.025)	1.25	0.85	2.10

3 一般職の職員の期末手当に関する特例措置

平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の三条市職員の給与に関する条例の規定による期末手当の額から、同年4月の給与に1.20パーセントを乗じて得た額に4月から11月までの月数を乗じて得た額と同年6月の期末手当及び勤勉手当に1.20パーセントを乗じて得た額の合計額に相当する額を減じた額とする。

【施行期日】

平成22年12月1日（平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定は、平成23年4月1日から施行する。）

議第 3 号 平成22年度三条市一般会計補正予算

補正額 22,613千円

補正後の額 50,525,168千円

◎ 法令に基づく報告事項

議会の委任による専決処分の報告